



# 御船町小学生スポーツ活動の指針

～小学生スポーツ活動をより望ましいものにしていくために～



平成30年12月

御船町教育委員会

# 目次

はじめに	1
1 スポーツの意義	1
2 スポーツ指導者の役割	1
(1)スポーツを楽しむ権利を支える指導者	
(2)指導者とプレイヤーの望ましい関係づくりのために	
(3)子どもたちの指導について	
3 発達段階における指導ポイント	2
4 子どものスポーツ活動に係る練習日や休養日の目安	3
5 事故防止のための安全管理	3
(1)事故の未然防止	
(2)健康管理とスポーツによる外傷や障害の防止	
(3)緊急時の適切な対応	
(4)保険への加入	
6 保護者・指導者・学校と連携した取組	3
(1)保護者の関わり方	
(2)指導者の関わり方	
(3)学校の関わり方	
資料編1	4
◆日本スポーツ協会提唱:「フェアプレイ7か条」	
◆日本スポーツ協会提唱:指導者の心得「PATROL(パトロール)」しましょう	
資料編2	5
◆あなたの考えや行動をチェックしてみましょう	

# 御船町小学生スポーツ活動の指針

## ～ スポーツ活動が大好きな子どもを育てましょう ～

### はじめに

全国的に小学校部活動から、スポーツ少年団やクラブスポーツ等、社会体育への移行が進む中、これから大きく変化する社会の中で、地域の教育力を積極的に活用した社会体育への移行や社会体育との連携など、児童生徒にとって安心して安定したスポーツ環境を確保するため、熊本県教育委員会は「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」を平成27年3月に策定しました。

これを受け、御船町では、平成27年9月に各関係者で構成する、「小学校運動部活動の社会体育移行に係る検討委員会」を設置し、町の実態に応じた円滑な社会体育移行とともに、望ましい小学生スポーツ活動の在り方を2年半にわたり検討してきました。また、今年度は「町内における児童のスポーツ環境の整備」と「町内外の社会体育団体の情報収集・提供」を重点課題に、年3回の連絡会議を開催し、課題解決に当たってきたところです。

今後は、これまで以上に関係者が協力体制を築き、学校部活動から地域主体のスポーツ活動への移行等の環境の変化に応じた継続的な取り組みが求められています。そこで、このことを保護者、指導者、学校をはじめとする関係者が共有し、望ましいスポーツ活動が展開することを期待して、「御船町小学生スポーツ活動の指針」を策定したところです。子どもたちのスポーツ活動にかかわるすべての関係者の参考としていただき、子どもたちのスポーツ活動が適切な指導の下で一層充実することを期待するものです。

## 1 スポーツの意義

スポーツは、体力の向上や健康の増進、人間関係づくり等に極めて効果的であり、子どもたちの心身の健全な発達と豊かな人間性の育成を図るうえで、大変有意義です。また、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力、態度を身につけることで、仲間や地域の方々との関わりが深まり、社会性を育むことができます。

## 2 スポーツ指導者の役割

### (1) スポーツを楽しむ権利を支える指導者

2011年に施行されたスポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利」と謳われており、スポーツがすべての人の基本的な権利であることが明確に示されています。しかし、単にスポーツに参加する機会が確保されているだけでは、幸福で豊かな生活に結びつくとはいえません。この点についてスポーツ基本法では、「全ての国民がその自発性の下に各々の関心、適性等に応じて安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」と示しています。

誰もがスポーツを親しめる場やスポーツの意義と価値を知る(学ぶ)ことのできる機会が確保されるためには、スポーツ活動を直接的にサポートする人材や組織が整備されている必要があります。特にスポーツ活動を直接的にサポートする役割を担う指導者は、スポーツを楽しむために欠かせない存在と言えます。

### (2) 指導者とプレーヤーの望ましい関係づくりのために

スポーツの主役はプレーヤーですが、指導者が指導的立場にいることによってプレーヤーに対して上位の権力を持つこととなります。こうした関係を指導者自身が自覚しておくことはとても大切です。プレーヤーが未成年であったり、競技レベルが高くなったり、あるいは指導者が過去に高い競技成績や指導実績を残しておれば、その傾向はさらに強くなり、同時に指導者に対するプレーヤーの依存度も高くなります。

指導者は、個々のプレーヤーを一人の人間として捉え、権利や尊厳や人格を尊重した指導を行い、その結果、プレーヤーが指導者に対して信頼を寄せ、尊敬の気持ちを持つような相互関係になることが望まれます。

### (3)子どもたちの指導について

精神的にも肉体的にも未熟な子どもたちのスポーツ活動には、適切な指導や助言が必要です。子どもたちの発育や発達には大きな個人差があること、外見的な成長の様子と内面的な成熟の度合は必ずしも同じではないこと等を十分に理解することが必要です。それゆえ、一人一人の子どもの今ある姿を受け止める指導者の姿勢が重要になり、次の点に留意する必要があります。

- ① 発育・発達期のスポーツ活動は、生涯スポーツの基礎づくりの活動であることを常に認識しましょう。
- ② それぞれの発育・発達段階に応じ、機能的・生理的・心理的な面を考慮した活動の質・量を常に考え、無理な活動は避けましょう。
- ③ 一人一人に運動やスポーツの楽しさを十分体得させましょう。
- ④ 様々な運動やスポーツにチャレンジさせましょう。
- ⑤ 指導内容に十分な工夫と豊かなアイデアを持ちましょう。
- ⑥ 管理する事だけに集中せず、子どもたちの自主性や自発的活動を促し支えましょう。
- ⑦ 指導者自身の経験と勘に頼った指導ではなく、広い視野と合理的根拠を持った指導を心がけましょう。
- ⑧ 勝利だけにこだわらず、活動の過程を大切にしましょう。
- ⑨ 仲間意識と思いやりを育てましょう。
- ⑩ 学校・家庭・地域社会などとの連携を深めましょう。

指導者は、たとえボランティアであっても子どもを指導する立場である以上、法的・社会的責任を負います。そのため、指導者は常に研鑽を重ね、自分自身の資質や能力の向上に努めていくことが大切です。

## 3 発達段階における指導ポイント

小学校 低学年	○児童が持っている多様な運動能力を、バランスよく引き出し延ばすために、特定の競技のみに限定せず、多様なスポーツ活動を行うことを勧めましょう。
小学校 中学年	○運動の楽しさや喜びを広げていくことを大切にされた指導を心がけましょう。 ○基本的な動きや技能を身につけさせるとともに、運動への興味や関心を高めるような指導をしましょう。
小学校 高学年	○勝つことよりも、スポーツの喜びや楽しさ(仲間とのこころのつながり・できるようになる喜び等)が実感できる指導を心がけましょう。
中学校期	○人格形成への支援と、競技技術を高める指導とのバランスを常に意識して指導に当たります。 ○部活動指導者と社会体育指導者が異なる場合は、双方の情報・意思疎通を密に行い、活動目標に一貫性を持たせるとともに、過剰な指導にならないように練習の内容と時間とを適切にコントロールしましょう。

## 4 子どものスポーツ活動に係る練習日や休養日の目安

- 1 週の練習日は3日程度とし、土曜日・日曜日のいずれかは、休養日とする。
- 2 活動時間は、平日は2時間、休日は3時間を超えない程度とする。
- 3 翌日に学校がある場合は、疲れが残らないように活動する。

※スポーツ少年団やクラブチーム等のこれまでも部活動から独立して活動している団体については、団体と保護者で十分話し合いの上、決定すること。

## 5 事故防止のための安全管理

### (1)事故の未然防止

安全に活動するためには、施設、設備、備品、用具等の使用について定期的に点検する必要があります。点検方法として、目視、打音、負荷等の確認を関係者が確実に行うことが大切です。また、野外での活動では、事前に天気予報に注意し、落雷がある場合は避難、計画の変更または中止するなどの適切な対応も欠かせません。

### (2)健康管理とスポーツによる外傷や障害の予防

児童の行動や健康状態を把握し、無理のない練習を計画するとともに、大会や練習試合を精選するなど、過度の疲労が蓄積しないよう配慮する必要があります。また、体の一部を使いすぎることによって引き起こされるスポーツ障害を防ぐために、体力、練習量、休養のバランスに配慮することも大切です。

小学校高学年は思春期・成長期の始まりであり、体の発育・発達の個人差も大きいことから、練習の工夫と十分な休養を確保することが求められます。

### (3)緊急時の適切な対応

AEDの設置場所を確認し操作方法を習得するなど、緊急時の対応に備えておくことや、適切な応急処置と連絡体制を整えておくことが必要です。また、日本体育協会策定の「熱中症予防の五か条」に記されている「暑いとき、無理な運動は事故のもと」「失われる水と塩分を取り戻す」など、関係機関の最新情報を安全管理に活かすことが大切です。

### (4)保険への加入

活動中や、移動中に災害に遭った場合、学校の部活動とは異なり、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象とならないため、必ずスポーツ安全保険等に加入する必要があります。

## 6 保護者・指導者・学校と連携した取組

### (1)保護者の関わり方

- ① 基本的な生活習慣づくりに努めるとともに、学校生活とのバランスを考える。
- ② 主体性や自主性を育てるため、子どもたちにできることは、子どもたちに任せる。
- ③ 指導者や審判等の非難をせず、指導者や子どもたちの良きサポーターになる。
- ④ 家庭でもいろいろな運動の機会を設けたり、スポーツの意義や魅力を話題にしたりする。
- ⑤ お世話になっている方々に、感謝の気持ちで接する。

### (2)指導者の関わり方

- ① 結果より過程を重視し、一人一人の伸びや頑張りを認め、励ます。
- ② 指導力を高めるために、研修会等に積極的に参加する。
- ③ 一人一人の人権を尊重する。(体罰や暴言等は厳禁)

- ④ 個人差に配慮し、画一的な指導にならないようにする。
- ⑤ 学校や保護者との会話を大事にし、好ましい人間関係づくりに努める。

### (3)学校の関わり方

- ① 子どもたちの地域スポーツ活動に理解や関心を持ち、施設開放や管理等に協力する。
- ② 保護者や指導者と生徒指導や施設利用等についての情報交換を行う。
- ③ 体育の時間だけでなく、教育活動全体を通して体力づくり活動を推進する。
- ④ 地域のスポーツ大会等に参加や協力ができるように配慮する。
- ⑤ 指導法や運動プログラム等、スポーツ活動に役立つ情報を提供する。

### ※その他

すべての子どもたちが心身ともに健全に成長するために、スポーツ活動に参加しない(参加できない)状況にある子どもたちにも常に配慮が必要である。今後は、あらゆる機会をとらえて子どもたちのスポーツ活動への参加を促すとともに、学校における体育的活動の機会を確保していくことが求められる。指導者及び学校・家庭は、参加しない(参加できない)子どもたちのスポーツ活動や体育的活動は、健全な成長に大きな役割を果たすことを教え導いていくことを忘れてはならない。

#### 【参考資料】日本スポーツ協会提唱「フェアプレイ7か条」

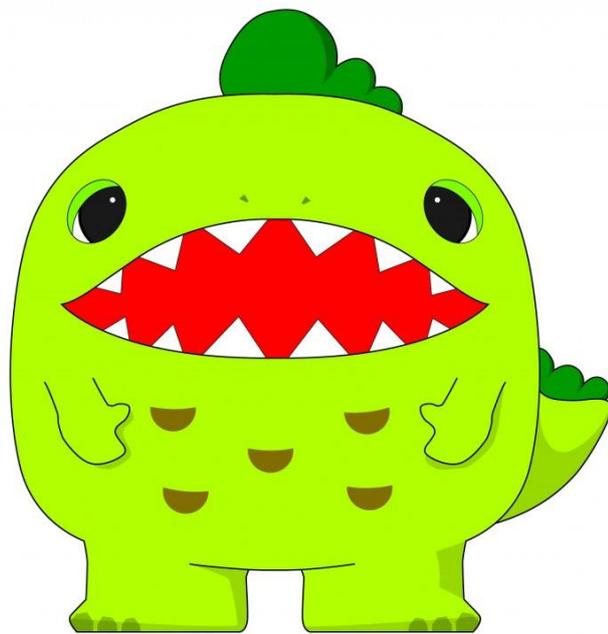
- 1 約束を守ろう      2 感謝しよう      3 全力を尽くそう      4 挑戦しよう
- 5 仲間を信じよう      6 思いやりを持とう      7 たのしもう

#### 【参考資料】日本スポーツ協会提唱 指導者の心得：「PATROL(パトロール)」しましょう

- **P**rocess(プロセス)・・・「結果ではなく、経過を重視しましょう」
- **A**cknowledgement(アクルレッジメント)・・・「承認しましょう」
- **T**ogether(トゥゲザー)・・・「一緒に楽しみ、一緒に考えましょう」
- **R**espect(リスペクト)・・・「尊敬しましょう、尊重しましょう」
- **O**bservation(オブザベーション)・・・「よく観察しましょう」
- **L**istening(リスニング)・・・「話をよく聴きましょう」

本指針作成にあたって、文部科学省、日本スポーツ協会、熊本県・島根県教育委員会等から示されている社会体育活動全般に関する青少年スポーツ指導の一部を参考にさせていただきました。

- 「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」公益財団法人日本スポーツ協会(H30. 5. 15)
- 「スポーツ少年団とは」公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団(H30. 4. 1)
- 「小学校学習指導要領解説 体育編」文部科学省(H30. 2. 28)
- 「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動基本方針」熊本県教育委員会(H27. 3)
- 「小学生のスポーツ活動の手引き」島根県教育委員会(H21. 3)
- 「御船町スポーツ推進計画」御船町教育委員会(H27. 3)



策定年月：平成30年12月

御船町教育委員会  
社会教育課社会体育係